

第3章 計画の基本理念と施策体系

+

1 計画の基本理念

障がいのある人が、その障がいを理由に制限を受けることなく生活することは障がい者施策の重要な課題であります。

本町においても障がいのある人が、障がいのない人と共に暮らせるまちづくりを目指して施策を推進してきました。

今後においても、障がいのある人の地域での生活を支援し、さらに就労や社会参加などに積極的に取り組める環境づくりを目指していくことから、

「共に生き、共に参加するふくしのまちづくり」

を計画の基本理念とします。

2 計画の基本指針

①障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が、希望する生活の場を自ら選択し、住み慣れた地域で自立した生活を継続して送るため、必要な障がい福祉サービスを受けながら地域生活と社会参加の実現を図っていくことを目標として、きめ細かなサービス提供体制の充実を推進します。

また、障がいのある人の生活の質を高めることを目標に、就労の支援や社会参加の促進を図ります。

②保健・医療サービスの充実

一生涯における心と身体における障がいの早期発見と早期療育を進めるとともに、障がいの発生予防のため、各種健康診査等の対策を図ります。

また、障がいのある人に対しては、関係機関と連携し、リハビリテーションの充実を図ることにより障がいの軽減や日常生活での自立を促します。

③療育・教育の充実

障がいのある子どもの保護者の負担を和らげるため、サービスについて情報提供や広報活動の充実を図ります。また、障がいのある子どもの個々の適性に応じた進学や就労を支援していけるよう、相談機関との連携を強化し、療育体制の強化を図ります。

障がいや障がいのある人を理解する教育の一環として、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流教育を進めます。

④社会参加の促進

障がいのある人が充実した生活を送れるよう、各種イベントの開催や生涯学習への参加を促します。また、障がいを持っていても、一般の方と同様に就労できるよう関係機関と連携を図るとともに、事業主への理解を求めて障がいのある人の就労の場を確保します。

⑤福祉のまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送れるよう、建物や道路、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、町民の障がいに対する理解を深め、地域で支えあえるまちを目指すとともに、ボランティア活動が行いやすい土壌の整備に努めます。

また、緊急時における障がいのある人の避難体制・安全確保の体制整備に努めます。



3 施策の体系

共に生き、
共に参加する
ふくしのまちづくり

